



行政研究部会

■テーマ

再考！Waste Management！

一廃・産廃の区分について考える

■日時：平成25(2013)年11月3日(日) 10:45～12:15

■場所：第2会場（北海道大学工学部）

■趣旨：

一般廃棄物と産業廃棄物の区分とそれぞれに関する役割分担は、日本における現行の廃棄物管理制度の根幹をなしている。行政研究部会では長年、廃棄物マネジメントにおける行政の役割について意見交換を続けてきているが、そこでもよく行き当たるのがこの区分である。

一般廃棄物でありながら産業廃棄物処理業者の役割が大きかった災害廃棄物対応、同じく一般廃棄物でありながら市町村による対応がなされていないこと多い家庭系有害廃棄物、再資源化における産業廃棄物品目の業種指定の壁、などの事例から、一廃産廃区分と廃棄物行政の役割について検討する。

■プログラム

1. 一般廃棄物・産業廃棄物の区分と現状の問題点
..... 産廃コンサルティング総合事務所 行政書士 北村 亨
2. 廃棄物処理法をめぐる諸課題－新たな廃棄物区分の創設に向けて？－
..... 公益財団法人 廃棄物・3R研究財団 藤波 博
3. コーディネーター
..... 帝京大学 渡辺 浩平

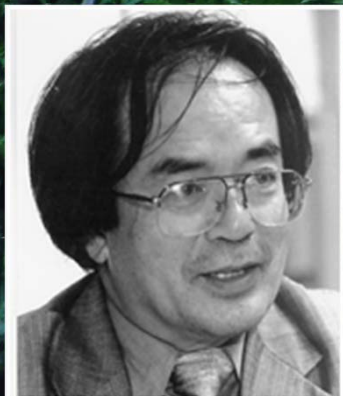


メンバー募集中！ ご興味がある方は下記URLをご覧ください

<http://gyosei.jimdo.com/>

「一般廃棄物・産業廃棄物 の区分と現状の問題点」

廃棄物資源循環学会
行政研究部会



行政書士
北村 亨

産廃コンサルティング総合事務所
行政書士 北村 亨

一廃・産廃の区分と現状の問題点

【構成と論点】

- 1-廃掃法の[一廃・産廃の区分]の問題点
- 2-産廃区分における事業活動の問題
- 3-市町村の処理責任を明確にするために
- 4-資源化には[一廃・産廃区分]の修正を
- 5-廃棄物区分と処理責任を見直す意義
- 6-まとめ [提言]

1. 廃掃法の[一廃・産廃の区分]の問題点(1)

①現行法では「一廃は、市町村処理」、「産廃は、事業者処理」と、それぞれ廃棄物処理の責任区分が「大枠」で規定されている。

「産廃」以外は「一廃」という二律背反の分類規定。

②一廃と産廃の処理体制は別とされ、許可も一廃と産廃は別立て、相互の有機的補完関係は、制度上分断されている。「合わせ産廃」は特例

③一廃の対象となる廃棄物は家庭系と事業系と多岐に渡り、その範囲は圧倒的に広く、多種品目にわたる。

(実は災害関連廃棄物等も含まれる)

1.廃掃法の[一廃・産廃区分]の問題点(2)

- ①区市町村の行政区域内の廃棄物処理施設の種類と能力は限定的、定量的で弾力性に欠ける。
(焼却、破砕等が一般的。埋立は無しに等しい)
- ②現行の廃棄物の区分と処理責任が対応しない。
市町村では多種多様な一般廃棄物が日々発生しており、中には処理困難物が排出される。
- ③廃掃法の矛盾点の一つは、現行の「一廃と産廃の区分」と「区分の処理責任」が対応せず。
- ④大量の災害廃棄物の処理問題も根源は同じ。

2.産廃区分における事業活動の問題(1)

- ①産廃物の位置付けをまず「事業活動に伴って排出」とし、産業廃棄物を「全ての事業活動」又は「産業分類の業種」により種類が規定された。
- ②その結果、事業活動を伴わない廃棄物の全てを一般廃棄物と規定し、市町村に包括的処理責任を負わせた。無理な責任は負えない理屈通用。
- ③市町村は一般廃棄物を市町村の処理施設の有無又は処理施設能力の範囲にて処理する事が出来ると規定。処理責任は名目的となる問題。

2.産廃区分における事業活動の問題(2)

- ①廃掃法施行時点から40年、各処理技術の向上を踏まえて、広域的処理による効率的な処理を推進する時期に来ている。現状は時代遅れ。
- ②排出事業者の処理責任は、廃棄物の性状、排出量、処理困難性、資源化の可能性に応じ委託先を柔軟に選択可能とすべき。それが適正処理。
- ③業種区分が適用されている[紙くず、木くず、繊維くず]は、「あらゆる事業区分」に組込み再編成をした方が資源化などの具体的対応が可能。

3.市町村の処理責任を明確に(1)

【市町村にて処理困難な代表的事例】

① 事業系「一廃」の発生物の一例:

消費期限切れ食品廃棄物、備蓄した災害用食品、事業所引越し時の大量一般廃棄物、大量の生もの

② 家庭系「一廃」の発生物の一例:

セメントブロック、植木土、ベットマット、アスベスト製品
消火器、在宅治療具、火災被災物、水銀血圧計、金庫、

③ 事業の廃業に伴い発生した「一廃」の一例:

各種薬品類、農薬(殺虫剤、除草剤)、砒素、シアン、
防錆剤、防腐剤、有機溶剤(ベンジン・シンナー等)

3.市町村の処理責任を明確に(2)

「市町村による処理が困難と認められる事業系一
廃の処理について、「産廃扱い」などと称して放置
するのではなく、許可制度もしくは市町村の長の再
生利用制度を活用し、又は民間への処理委託を行
うなど、引き続き、その処理が滞らないように適正
処理を確保するための方策を的確に講ずること。」

平成19.09.07付、環境省 廃棄物対策課長通知 抜粋

3.市町村の処理責任を明確に(3)

- ①各市町村が保有又は管理する処理施設は処理能力も管内計画発生量に見合う量であり、処理対象物も日常的な品目でかつ限定的である。
- ②在宅医療に伴う感染性一廃の収集体制を備える自治体はまず無い。⇒「産廃処理が望ましい」産廃処理ルートに乗せる理由付けが必要である。
- ③一般廃棄物は行政区域に拘束されるため、行政区域を超えた資源化が阻害される実態がある。
- ④一廃の処理困難物の処理は、前記の通達に則り、市町村による処理の明確化が課題である。

3.市町村の処理責任を明確に(4)

- ①市町村は行政の処理責任を曖昧にさせずに、一廃の処理困難物を自ら回収又は委託回収ルートを具体的に示すか、回収計画を告示する事。
- ②市町村にて処理出来ない物は、処理放置又は業者の紹介に止まることなく、自らの処理責任を果すための処理対策を構築すべきである。
- ④「水銀入り血圧計等」の焼却施設混入による排ガス基準超過が典型的な無責任事例である。
⇒廃棄者を被疑者不詳で告発しても無意味。

4.資源化には一廃・産廃区分の修正を(1)

- ① 業種限定の産廃に指定されている紙くず、木くず、繊維くずは、同一の製品、性状であっても排出事業者の業種で一廃か産廃に区分される。
- ② 一廃なら無条件に市町村の処理となり、熱回収率の低い焼却施設での処理でも容認される。
- ③ 産業廃棄物として処理をすることで、広域的に回収し、効率的なエネルギー回収を目指すべき。
- ④ 法制定時の業種指定の根拠は大量排出である。現在の産業構造に見合った見直し修正が必要。

4.資源化には一廃・産廃区分の修正を(2)

- ①二年半前の東北大震災とそれに伴う福島原子力発電所の事故により全国の原子力発電所が操業停止となり全国の電力事情が悪化した。
- ②廃棄物処理の業界では、従来より可燃性廃棄物の資源化、燃料化に積極的に取り組んできた。
- ③特に、固形燃料化、フラフ化(粉碎して流動化した可燃物)の開発により、廃棄物の燃料化、資源化事業が国の要請を受け、将来的事業性あり。
- ④RPF,RDF及びガス化・燃料化、バイオマス燃料等

5.区分と処理責任を見直すべき意義(1)

- ①住民が処理困難物を産業廃棄物の処理技術又は処理施設の能力があるからと、気安く産廃として処理委託すると廃掃法的には違反となる。
- ②産廃処理業者側は、許可された事業範囲を超えた一廃物を処理すると許可範囲違反、無許可営業に問われかねない。(硬直した行政では)
- ③行政指導により、無許可営業を指摘される場合も、最悪は許可取消しも想定する覚悟必要。
- ④処理可能な産廃施設の活用と規制緩和が必要

5.区分と処理責任を見直すべき意義(2)

- ①一廃、産廃の区分では、同一性状の廃棄物(紙、木、繊維)は産廃処理を行う方が効率的・効果的で、社会経済コストの節約にもつながる。
- ②特に事業系一般廃棄物について、廃棄物の量及び性状から自治体が処理困難な場合、産廃処理施設での処理を例外容認する事例がある。
- ③産廃処理施設で、同一性状の一廃を処理の場合は処理施設の届で一廃施設とする制度有り。
- ④当該処理を業とする場合、一廃処分業許可取得が必要。現状は新規参入が厳しく制限の実態有。

6. まとめ [提言]

- ・第一、産業廃棄物の中、特定業種となっている。
[木くず、紙くず、繊維くず]の業種を撤廃する事。
- ・第二、市町村の一般廃棄物の処理責任(出来る事、出来ない事)を明確にして制度改善する事。
- ・第三、市町村は処理困難物についても、自らの責任で対応を！放置、紹介、責任逃れ不可
- ・第四、市町村の処理困難物(量、質)は、産廃施設との補完体制による柔軟な処理体制へ改善。
- ・第五に、自然災害などによる廃棄物は、一廃又は産廃とは別の区分【=災害物区分】とすること。

廃棄物資源循環学会 行政研究部会

ご清聴ありがとうございました。

産廃コンサルティング総合事務所 代表



行政書士 北村 亨

おわり

廃棄物処理法をめぐる諸課題

— 新たな廃棄物区分の創設に向けて？ —

JWRF

平成25年11月3日

公益財団法人廃棄物・3R研究財団 藤波博

話題提供

1. 廃棄物の現状は
2. 課題を列挙・整理する
3. 新たな区分、私の提案、当面の措置

廃棄物の現状は

- ・事業から排出される産業廃棄物20種を産業廃棄物として定義
- ・産業廃棄物が一般廃棄物に混入している可能性が大きい
- ・爆発物・感染性等有害な廃棄物を特別管理廃棄物に指定

産業廃棄物：4億トン

- ・併せ産廃 ・災害廃棄物
- ・特別管理一般廃棄物（一部を特管産廃で処理）
- ・産廃業種指定以外の事業系廃棄物と家庭系廃棄物

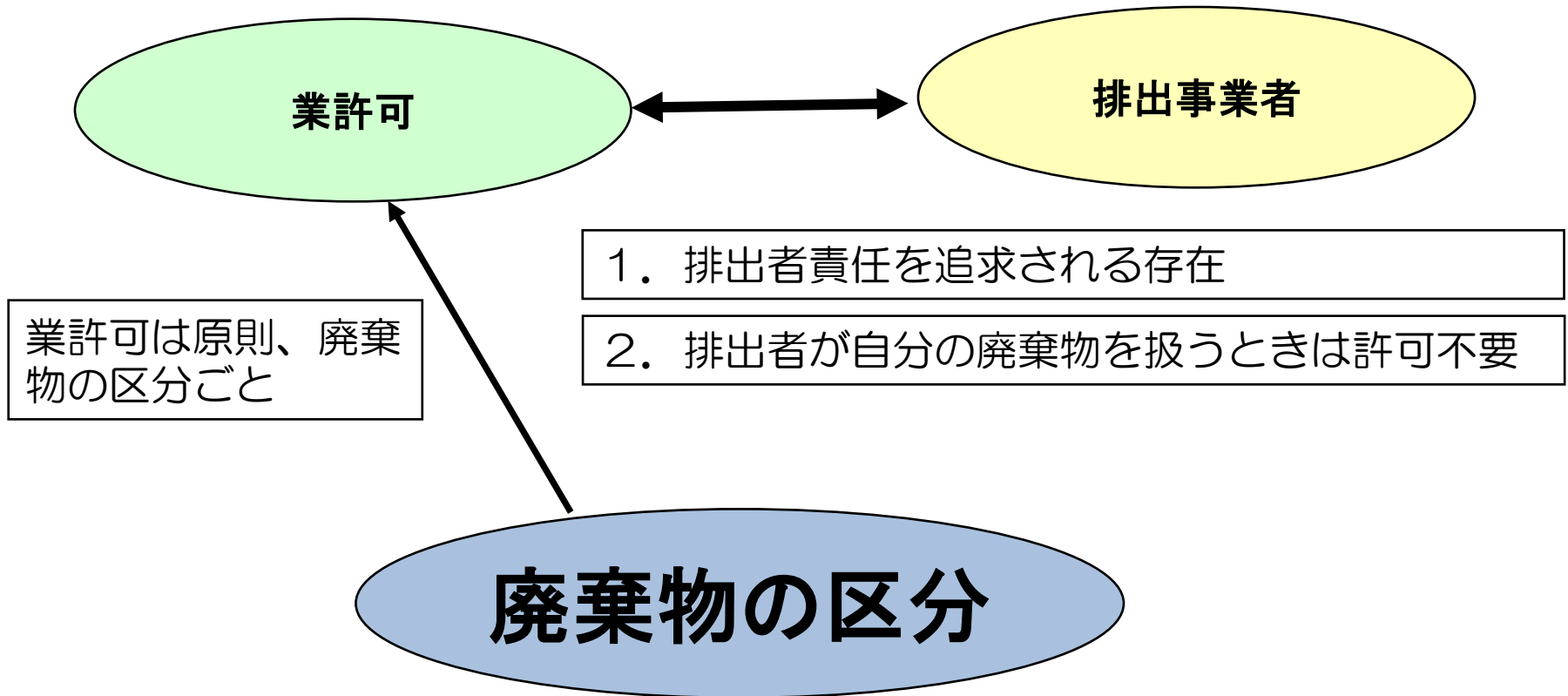
一般廃棄物：4千6百万トン

処理責任

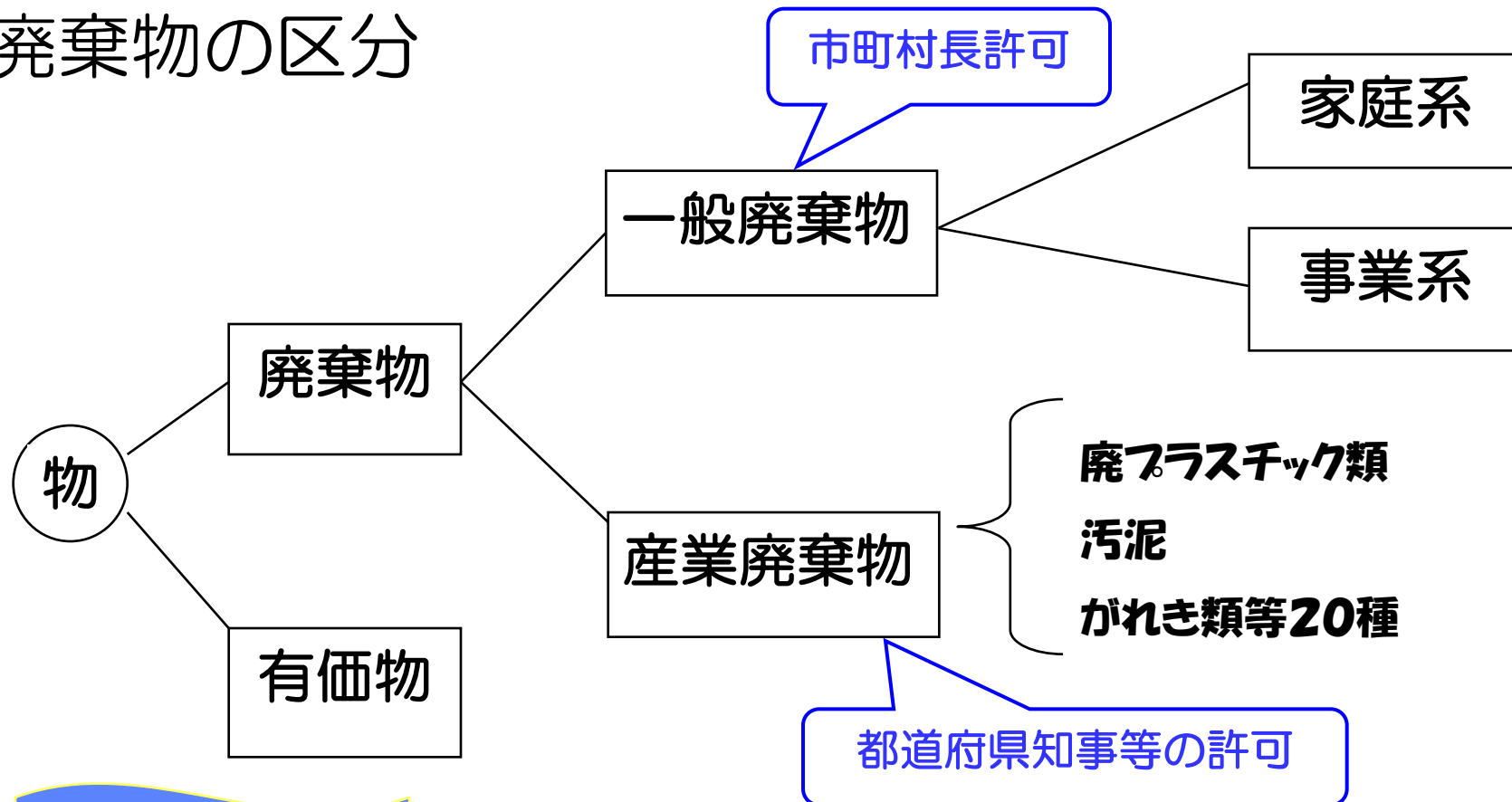
排出事業者・許可業者

市区町村・許可業者

廃棄物処理法3つの基礎要素



廃棄物の区分

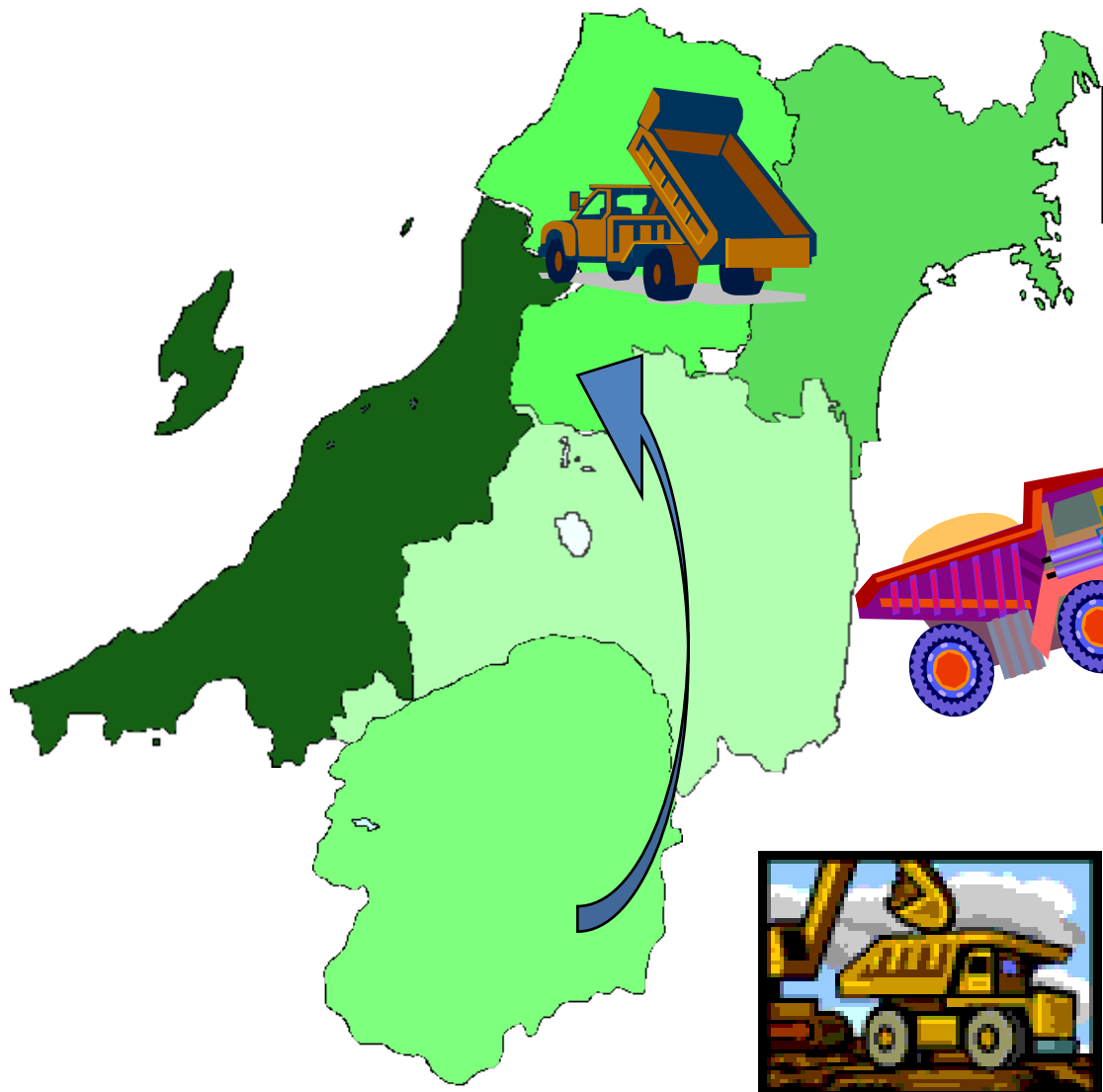


無許可が多発

許可が産廃と一廃で別のため、「一廃の許可業者」であっても、産廃を扱えば「無許可」となる。

産廃は種類ごとの許可なので、「廃プラスチック類」の許可を持っていても、「汚泥」の許可を持たない会社が扱えば、「無許可」となる。

積み降しの場所で許可



降ろす県で収集運搬の許可が必要(山形県)

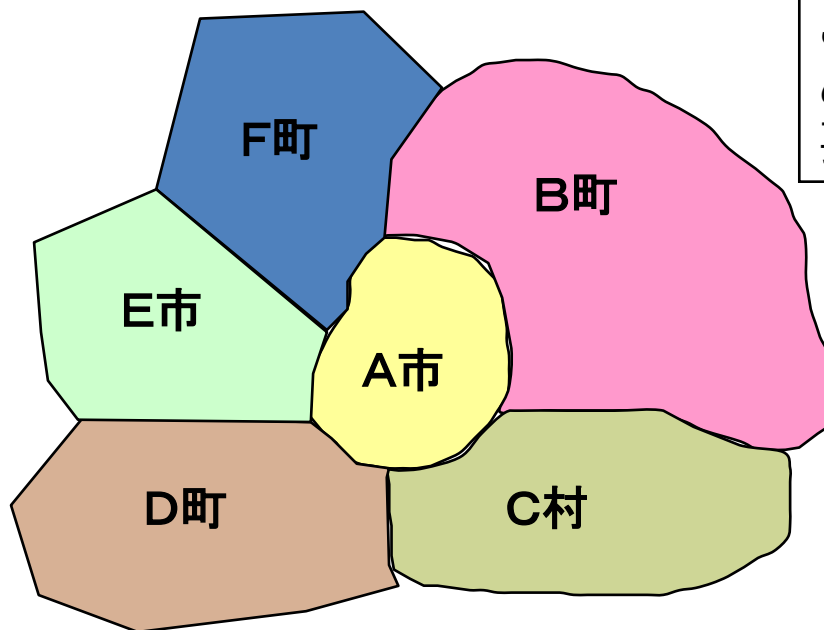
単に通過するだけの県では許可は不要(福島県)



積み込む県で収集運搬の許可が必要(栃木県)

一般廃棄物処理の難しさ

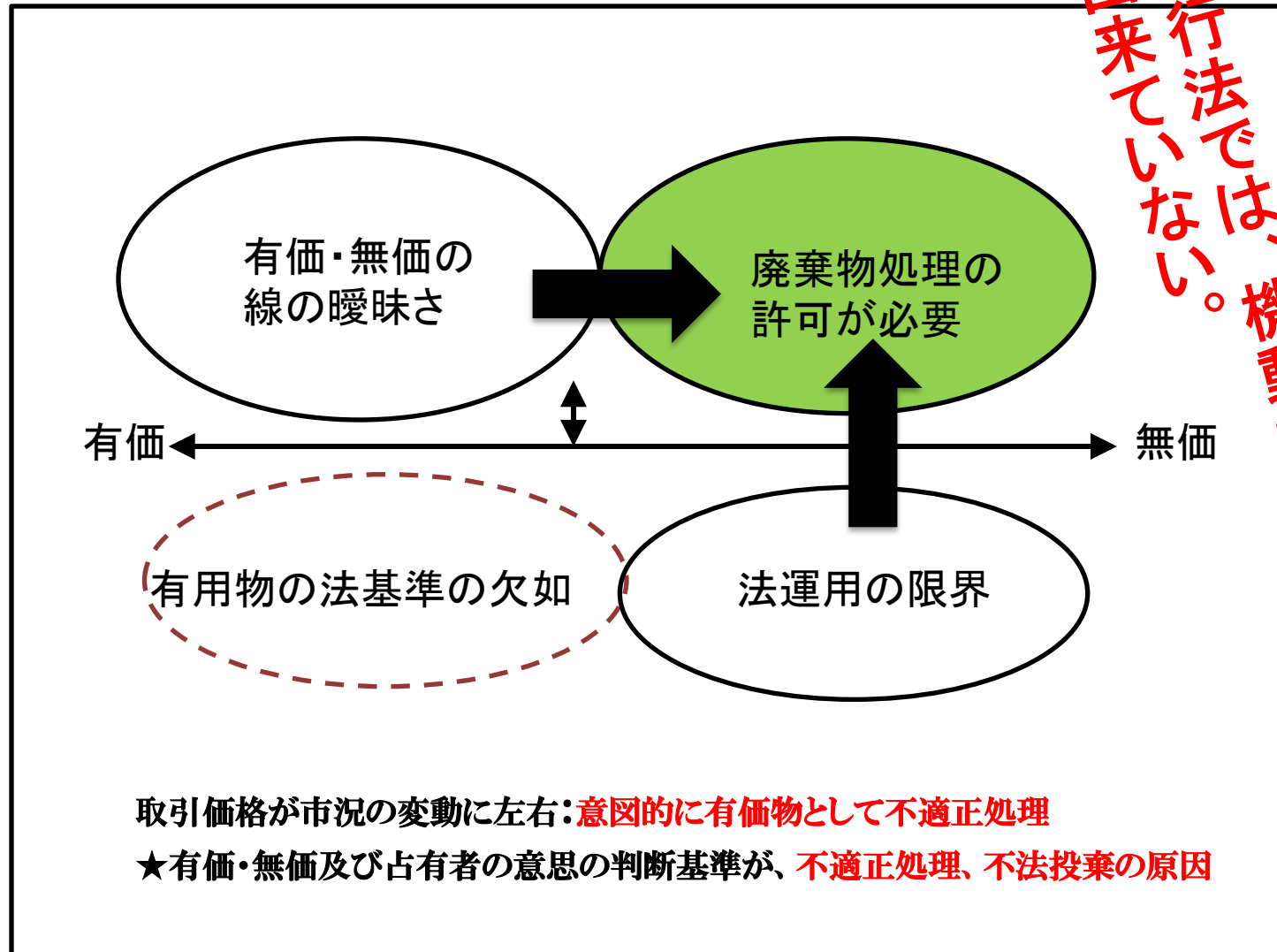
一般廃棄物の場合も、積み卸しを行う場所で許可は必要。
このため、広域的な処理を行うためには、多くの市町村の許可が必要になる。



しかし、一般廃棄物は市町村の自治事務であり、市町村自らによる処理を原則としていることから、市町村一般廃棄物処理計画にマッチしない一般廃棄物処理業の許可は行わない。

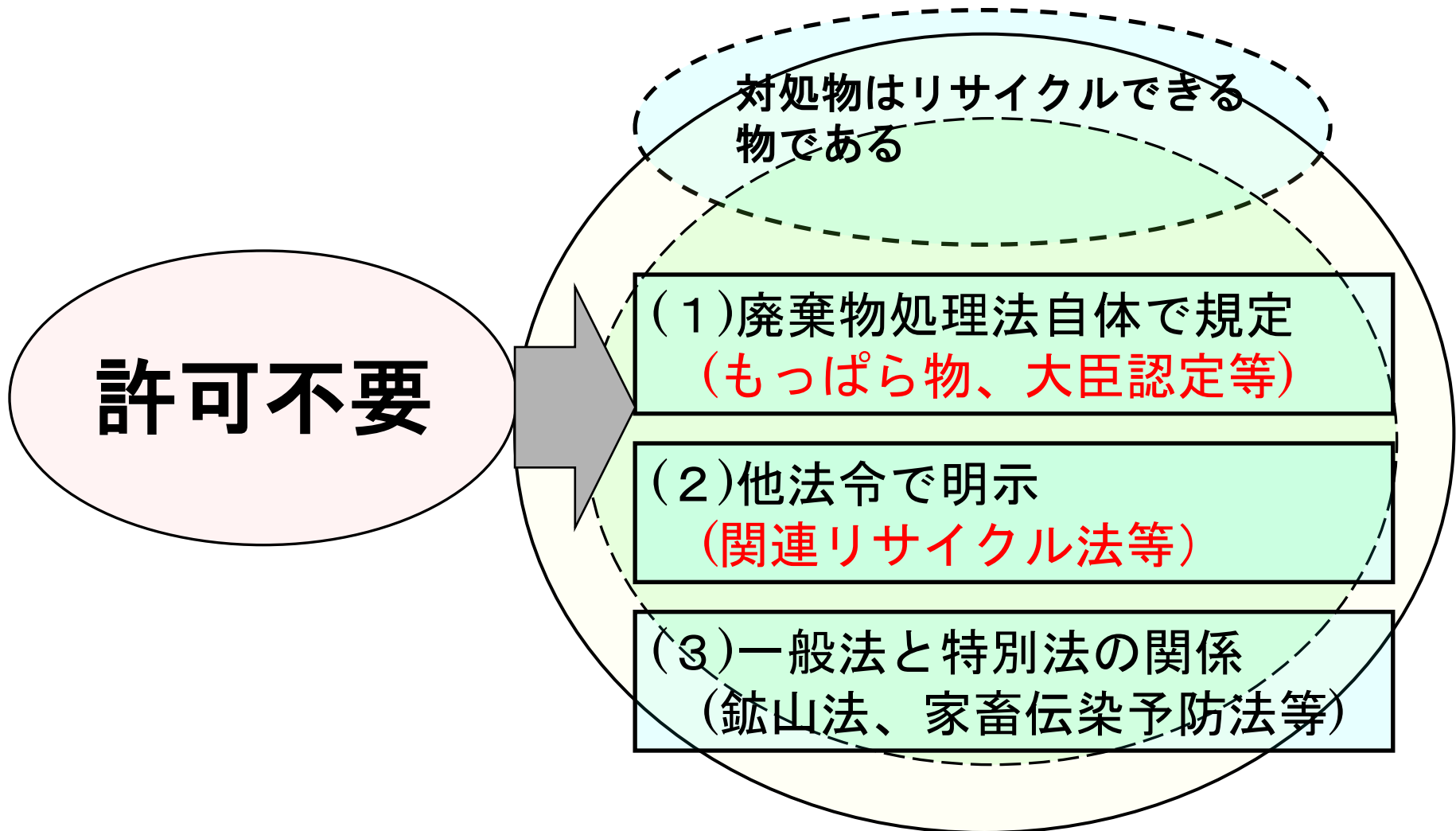


リサイクルに係る課題





リサイクル（広域化）で許可不要制度が次々に創設



課題の整理

部会議論の中から

産業廃棄物に該当する品目の一部は、特定の業種から排出されたものが産業廃棄物となりそれ以外の業種からは一般廃棄物となる(業種指定)

→同じ品目の同じ特性を持つ廃棄物でも、排出された業種によって、産業廃棄物になったり一般廃棄物になったりすること

→産業廃棄物が一般廃棄物で処理されている

△事業系一般廃棄物は、事業所から事業に伴って排出されたものであるにもかかわらず、産業廃棄物業種指定により一般廃棄物に区分される廃棄物で、処理責任や処理委託先について、排出者や廃棄物行政において混乱が生じている → 違法行為

△一般廃棄物に区分されるものの中に、家庭菜園の廃農薬・廃殺虫剤、在宅医療の注射針・ガスボンベ、石油類、現像液等市町村の処理施設では処理できないものがあり、廃棄物の受入れ拒否が多発し、市町村の責務が果たせていない。(搬入させない措置)→許可

△本来産業廃棄物となるはずのものが、一廃に混ざって排出される又は逆の形で排出されるいわゆる「あわせ・・・」の問題が発生している

△現行区分、許可制度は廃棄物の効率やリサイクルを阻害する結果になっている
例えば、スーパーなど事業者が店頭回収を行う場合に法の規制が壁となっている

再整理：

- ・**現行の廃棄物処理法では、特にリサイクルの観点**が欠如
- ・**現実の事業活動の中で多くの問題**が出てきている

➤ 廃棄物の定義

- ・有償無償の視点及び占有者の意思等総合判断が定義を複雑化
- ・リサイクルを目的とするか否かを勘案すべき

➤ 廃棄物の区分

- ・一般廃棄物の中に自治体の引取りが困難な物が多くある
- ・処理困難物を事業者により処理する場合、自治体を跨いだ輸送、処理施設利用が困難、適正処理やリサイクルが困難の場合が多くある
- ・廃棄物がどちらに区分されるか、だれが責任を負うのか、現場で混乱

➤ 収集運搬業の許可

- ・企業に分社化が進む中、処理施設をグループで投資して、設置・運用が不可能、処理効率の発揮が出来ない

➤ 施設許可

- ・リサイクルは生産施設に加えて施設許可が必要で、他の産業で資源有効利用するカスケード利用でも、施設許可が必要となっている

★EUでは、「所有者が廃棄する、或いは、廃棄することが求められているすべての物質及びモノ」と定義している。

廃棄物行政担当者の現状

廃棄物全体をつかんでいる人が少なくなってきた。

市町村行政の総合力が弱くなっている
管理責任のあいまいさが目立っている

→市町村の役割の再考の必要性？

新たな区分の提案

- 廃棄物範囲を明記する手法：リスト化
- 市区町村の責務の見直し
- 一廃と産廃を見直し、新区分を創設

基本的視点：適正かつ安全な処理に必要な方法とその水準の明確化

市町村で処理できない廃棄物が増加している



将来的には産業廃棄物と一般廃棄物の新たな区分を創設

➤ 新たな区分の例



①有害管理廃棄物・・・爆発性、毒性、感染性、引火性など特別管理廃棄物に指定されているものを拡大する
処理責任：排出事業者

②資源管理廃棄物・・・明らかに資源利用できる廃棄物、現行リサイクル法との整合性
処理責任：排出事業者

③事業管理廃棄物・・・20品目を撤廃、業種指定を外す、特性に応じた品目を設定して、リストによって品目を細分化
処理責任：排出事業者

④生活管理廃棄物・・・家庭から排出される廃棄物、自治体の直営又は委託処理でマニフェスト制度を導入する
処理責任：市区町村

⑤災害管理廃棄物・・・地震・水害等殻の廃棄物については、自治体の直営又は委託処理でマニフェスト制度を導入する
処理責任：都道府県

まとめ(私の主張)

○処理体系を再考する時期

▪行政の現実を踏まえた体系にしていく

○処理の効率性を無視した区分体系

▪処理の効率性から体系を考える

▪ごみ処理技術から体系を考える



広域的で合理的、経済的に推進する仕組み・改正

当面の措置

産業廃棄物と一般廃棄物が
同一性状のものは産業廃棄物とする。
(業種指定の廃止)

産業廃棄物の区分

番号	名称	業種指定の有無	指定業種等	安定型、管理型の別	番号	名称	業種指定の有無	指定業種等	安定型、管理型の別
1	燃え殻	無し	—	管理型	1 2	紙くず	有り	建設業、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業、製本業及び印刷物加工業等	管理型
2	汚泥	無し	—	管理型	1 3	木くず	有り	建設業、木材又は木製品の製造業、パルプ製造業及び輸入木材の卸売業等	管理型
3	廃油	無し	—	埋立禁止	1 4	繊維くず	有り	建設業、繊維工業	管理型
4	廃酸	無し	—	埋立禁止	1 5	動植物性残渣	有り	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業	管理型
5	廃アルカリ	無し	—	埋立禁止	1 6	動物のふん尿	有り	畜産農業	管理型
6	ゴムくず	無し	—	安定型	1 7	動物の死体	有り	畜産農業	管理型
7	金属くず	無し	—	安定型	1 8	ばいじん	△	備考：集じん施設によつて集められたもの等	管理型
8	ガラスくず及び陶磁器くず	無し	—	安定型	1 9	処理物	△	備考：廃棄物を処分するために処理したもの	管理型
9	鉱さい	無し	—	管理型	2 0	動物系固形不要物	有り	と畜場等	管理型
1 0	廃プラスチック類	無し	—	安定型					
1 1	がれき類	無し	—	安定型					

廃棄物資源循環学会行政研究部会

ご清聴ありがとうございました

JWRF

公益財団法人廃棄物・3R研究財団 藤波博



おわり